

令和6年度青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費
補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、児童福祉施設等（公立及び中核市に所在する施設を除く。以下同じ。）における児童等の保護の適正な実施を図るため、「青森県児童福祉施設等産休等代替職員制度実施要綱」（平成17年6月23日付け青こ第506号青森県健康福祉部長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、児童福祉施設等を設置する社会福祉法人等が実施する児童福祉施設等産休等代替職員任用事業に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、当該社会福祉法人等に対し、青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

ただし、翌年度に継続する事業について、令和6年度中に出産していない場合又は前年度から継続する事業で既に提出済みの場合は、添付を省略することができる。

(1) 産休の場合は、出産日及び母の名前が確認できるもの（出産証明書、戸籍抄本等）

(2) 産休等代替職員の雇用契約書等の写し

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 第3の規定により提出した書類の記載事項について変更を加える場合において、知事の承認を受けること。

(2) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止する場合において、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業の遂行が困難となった場合において、その旨を速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業の状況、補助事業に要する経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和7年4月1日から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(実績報告)

第7 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了後（補助事業を廃止した場合は、その後）速やかに令和6年度青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助金実績報告書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 令和6年度青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費精算書（第3号様式）
- (2) 産休等代替職員の出勤簿の写し及び給料等を受領したことを証する書面（賃金台帳等）の写し
- (3) 産休等職員が給料等を受領したことを証する書面（賃金台帳等）の写し

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、補助事業の完了後速やかに令和6年度青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助金請求書（第4号様式）を提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日に施行し、同年4月1日から適用する。

(別表)

補助対象経費	補助対象日数	補助対象時間	補助基準額	補助金の額
実施要綱第２に定める産休等代替職員に支払う賃金又は給与	実施要綱第３第１項に掲げる任用の期間の範囲内で、実施要綱第３第４項又は第５項に基づき知事が承認した期間に、実際に産休等代替職員が勤務した日数 ただし、この期間内において産休等職員の雇用関係がなくなつたとき又は産休等職員が勤務を開始したときは、その前日までの期間とする。 なお、１日の勤務時間が、実施要綱第３第４項又は第５項により知事が承認した勤務時間に満たない勤務については補助対象外とする。	補助対象日数のうち、産休等代替職員が実際に勤務した時間 ただし、実施要綱第３第４項又は第５項に基づき知事が承認した勤務時間を、超えた勤務時間は補助対象外とする。	産休等代替職員 (１人１日当たり単価) ８９８円×勤務時間×勤務日数	実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額以内の額